

## 藤本 利一

### 高等司法研究科・教授

#### 【研究】

科研費基盤研究(B)22330034の成果として、NBL990号12頁(2012年)より「民再法の実証的研究」の連載が完結し、かつ成果が本にまとまった。民事再生法施行10年の成果について理論的分析を加え、次世代の倒産法研究および実務に、一つのメルクマールを提供するものである。藤本は事務局を担当し、複数のテーマに寄与し、総括的座談会に参加した。

阪大法学において、「民事再生手続における保全処分の機能と展開(一)」が連載を開始した。日本の旧和議法の問題点から説き起こし、アメリカの法理論と実務を探究しつつ、倒産手続における債務者行為の規律を考えるものである。

新堂幸司監修「少数意見の効用-英米司法の歴史的経験を踏まえて」『実務民事訴訟講座[第3期]第6巻』では、少数意見の制度が確立し、それがどのようにして変遷したか、英米の歴史を探究した。少数意見の提出についてかの地では、ローマ法以来の原則を修正する重大な意義をもつことを明らかにした。

その他、倒産法の担い手研究会(科研(B))、関西民事訴訟法研究会で研究報告をし、大阪倒産実務交流会、全国倒産処理弁護士ネットワーク総会シンポでコメントを担当した。

#### 【教育】

ALEC講演会を主催して、学生の勉学への意欲を刺激し、キャリアに関する関心を高めた。講演者は、内田貴法務省参与、松嶋希会弁護士(東京弁護士会、プライズウォーターハウスクーパース ロシア 日本ビジネスプラクティス部門(モスクワ))、クレイグ・マーティン教授(大阪大学客員教授)、芦原一郎弁護士(チュールツヒ保険会社・ジェネラルカウンセル/日本組織内弁護士協会(JILA)理事)、小田博教授(ロンドン大学)、山田文教授(京都大学)であった。

倒産法基礎1・2において、それぞれ、野村剛司弁護士(なのはな法律事務所)をゲストとして招聘し、学生との交流の機会をもった。倒産法演習では、山本和彦一橋大学教授に講師として来校いただき、10名の倒産弁護士とともに演習を実施した。

平成25年9月に最高裁判所に学生を引率して、木内道祥判事を訪問し、意見交換会を実施するとともに、民事上席調査官から講義を受けた。また、同じくLM法律事務所等を訪問し、レクチャーを受けた。

#### 【管理運営】

全学の遺伝子組換え実験安全委員会委員として、また本研究科の総務委員会委員として活動しつつ、学生支援室(学習サポート担当会議)のメンバーとして、主として学生の教育・キャリア支援に携わり、夏季休暇におけるサマースクール、春季休暇におけるスプリングスクールの実施とALEC講演会等を企画実施した。

#### 【社会貢献】

法務省法整備支援の一環として、ベトナム倒産法改正作業に関与した。7月下旬から8月初旬にかけて、ベトナム最高裁判事および倒産法立案担当者とともに、ホーチミン、ダナン、ハロンの各都市をまわり、現地の裁判官や弁護士等に対してレクチャーを実施し、意見交換を行った。また、10月には、法務省法務総合研究所において、ベトナム倒産法改正にかかる訪問団に対し、レクチャーを実施し、意見交換を1週間程度のプログラムとして実施した。

全国倒産処理弁護士ネットワーク(会員規模5000人超)総会シンポジウムにおいて、研究者コメントを担当。関西倒産実務研究会において、司会とコメントを担当した。

#### 【特記事項】

特になし。